

さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市市民活動及び協働の推進基金（以下「基金」という。）による助成を受けようとする団体の登録について必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 次の各号のいずれにも該当する団体は、基金への団体登録を申請することができる。

- (1) さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年条例第19号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に規定する市民活動団体であること
- (2) 申請日現在で、さいたま市内で概ね1年以上継続した活動実績がある団体であること
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと
- (5) その他市長が適当でないと判断した団体でないこと

(登録の申請)

第3条 前条の団体が登録を希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 団体の規約又はこれに準ずるもの
- (3) 団体の役員名簿及び会員名簿
- (4) 直近事業年度の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの

- (5) 団体目的等についての確認書（様式第2号）ただし、法人は提出を要さない
- (6) 成年被後見人等に該当しないことについての確認書（様式第3号）ただし、法人は提出を要さない
- (7) その他市長が必要と認める書類
（登録の決定）

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、さいたま市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴き、さいたま市市民活動及び協働の推進基金登録団体（以下「登録団体」という。）として登録すること、または登録しないことを決定するものとする。

2 委員会は、別に定める審査基準に基づいて登録についての意見を述べる。

（決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定により団体を登録することを決定したときは、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録決定通知書（様式第4号）により、または団体を登録しないことを決定したときは、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体非登録決定通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録団体は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録変更届（様式第6号）に、変更後の書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の期間）

第7条 登録は、第5条の規定による通知の日から同日以後3年を経過する日までの期間とする。

2 期間満了後、引き続き又は改めて登録を希望する団体は、この要綱の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

（登録の抹消）

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき
- (3) 当該団体から登録抹消の申し出があったとき
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（書類の公開）

第9条 市長は、第3条に掲げる書類を一般に閲覧させるほか、ホームページにより公開するものとし、当該団体の活動内容等を周知しなければならない。

2 登録団体は、第3条に掲げる書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに掲載するなど積極的に公開し、当該団体の活動内容等を周知しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。